

経済の活性化及び経済構造の改革に資するために緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 平成九年分の所得税の特別減税（第二条―第十二条）

第三章 平成九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別減税（第十三条）

第四章 有価証券取引税法及び取引所税法の廃止（第十四条）

第五章 租税特別措置法の一部改正（第十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、我が国の経済の現状にかんがみ、所得税、法人税その他の税制の抜本的な改革の必要性を踏まえつつ、消費需要の喚起、民間投資の回復、証券市場等の活性化、土地の流動化を促進する等のために緊急に実施すべき措置を講ずることにより、経済の活性化及び経済構造の改革に資するため、平成

九年分の所得税並びに平成九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別減税の実施に必要な事項、有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）及び取引所税法（平成二年法律第二十二号）の廃止並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正について定めるものとする。

第二章 平成九年分の所得税の特別減税

（定義）

第二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 居住者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。
- 二 非居住者 所得税法第六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。
- 三 特別減税前の所得税額 平成九年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第六十五条の規定、租税特別措置法第三条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段、第九条、第九条の五第四項後段、第十条、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十條の六第四項、第二十五条、

第二十八条の四、第二十八条の五、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二、第三十九条、第四十条の二第二項、第二章第五節、第四十一条の七第二項、第四十一条の十、第四十一条の十五並びに第四十一条の十七の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）附則第九条第五項及び第十条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十二条、第十七条及び第十八条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第六条の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条の規定、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第八条第一項後段、第八条の二第一項後段及び第十二条から第十五条までの規定並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十五条の規定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書（当該確定申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。）をいう。

五 給与等 所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。

六 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。

七 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。

(特別減税の額の控除)

第三条 居住者又は非居住者の平成九年分の所得税については、この章の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

(特別減税の額)

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額に百分の十五を乗じて計算した金額（当該金額が五万円を超える場合には、五万円）とする。

(居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除)

第五条 居住者の平成九年分の所得税に係る所得税法第百二十条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、同項第三号中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（税額の計算）及び経済の活性化及び経済構造の改革に資するために緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律（平成九年法律第 号）」

第三条（特別減税の額の控除）」と、同項第五号中「又は当該申告書」とあるのは「若しくは当該申告書」と、「政令で定める金額がある場合には、当該金額」とあるのは「政令で定める金額又は経済の活性化及び経済構造の改革に資するために緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律第八条若しくは第十条（居住者の平成九年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除等）の規定により還付を受けた所得税の額がある場合には、これらの金額」とする。

（居住者の確定申告書の提出の特例）

第六条 居住者の平成九年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

- 一 所得税法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と経済の活性化及び経済構造の改革に資するために緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律第三条（特別減税の額の控除）の規定により控除される特別減税の額との合計額」とする。
- 二 所得税法第二百二十条第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票（当該給与所得に係る第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等のうち第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等については、

当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。」とする。

(非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等)

第七条 前二条の規定は、非居住者の平成九年分の所得税に係る所得税の額の計算及び確定申告書の提出について準用する。

(居住者の平成九年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除)

第八条 給与等の支払者（以下この項、次条第二項及び第十一条において「給与支払者」という。）は、当該給与支払者から平成九年一月一日から同年六月三十日までの間に主たる給与等（居住者が所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）の支払を受ける居住者で、かつ、同年六月一日において当該給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるものに対し、同年六月（当該給与支払者がこの項の規定による還付を同月以外の月に行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月）において、同年一月一日から同年六月三十日までの間に支払われた当該居

住者に対する同年中の主たる給与等（次条第一項の規定の適用を受けたものを除く。）につき同法第四編第二章第一節の規定及び同法別表第二から別表第四までにより徴収された所得税の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額（当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）に相当する所得税を還付しなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除）

第九条 居住者の平成九年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十条の規定の適用については、同条第一号に掲げる所得税の額の合計額は、当該合計額に相当する金額から前条第一項の規定により還付を受けた所得税の額を控除した金額に相当する金額とし、同法第九十条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する給与特別減税額とは、居住者が所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から平成九年中に支払を受けた給与等につき同法第九

十条の規定（租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）附則第二条の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十八条の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた所得税法第九十条第二号に掲げる税額に百分の十五を乗じて計算した金額（当該金額が五万円を超える場合には、五万円）とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び経済の活性化及び経済構造の改革に資するために緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律第九条第一項（居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除）」とする。

（居住者の平成九年中に支払われた公的年金等に係る特別減税額の控除）

第十条 所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び次条において「公的年金等」という。）の支払をする者（以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。）は、当該公的年金支払者から平成九年中に公的年金等（居住者が同法第二百三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の

扶養親族等申告書の提出の際に経由した公的年金支払者から支払を受けるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の支払を受ける居住者で、かつ、次の各号に掲げる者に該当するものに対し、当該各号に定める期間に属する最終の支払月（当該公的年金支払者がこの項の規定による還付を当該最終の支払月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月）において、当該各号に定める期間内に支払われた当該居住者に対する同年中の公的年金等につき同法第四編第三章の二の規定により徴収された所得税の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額（当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）に相当する所得税を、それぞれ還付しなければならない。

一 平成九年六月一日（政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日）において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年一月から同年六月までの期間

二 平成九年十二月一日（政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日）において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴

収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(還付金の支払明細書)

第十一条 主たる給与等の支払を受ける居住者又は公的年金等の支払を受ける居住者に対し第八条第一項又は前条第一項の規定により所得税の還付をする給与支払者又は公的年金支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 第五条から前条までに定めるもののほか、この章の規定の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 平成九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別減税

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の四の見出し、同条第一項及び第三項、附則第三条の五の見出し及び同条第一項並びに附則第三条の六（見出しを含む。）中「平成八年度分」を「平成九年度分」に改める。

第四章 有価証券取引税法及び取引所税法の廃止

第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 有価証券取引税法

二 取引所税法

第五章 租税特別措置法の一部改正

第十五条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条」を「第七十条の十一」に改め、「第五節 有価証券取引税法の特例（第九十三

条―第九十四条の二）」及び「第六節 取引所税法の特例（第九十五条・第九十六条）」を削る。

第一条中「、印紙税、有価証券取引税及び取引所税」を「及び印紙税」に改め、「、有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）、取引所税法（平成二年法律第二十二号）」を削る。

第四十一条の四第一項中「各年分」の下に「（平成九年分及び平成十年分を除く。）」を加える。

第六十二条の二第三項第一号イ中「その取得」を「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得したものと及びその取得」に改め、同号ロ中「取得したもの」の下に「（平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得したものを除く。）」を、「なつたもの」の下に「（平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に土地保有法人の株式等に該当することとなつたものを除く。）」を加える。

第六十二条の三第一項中「譲渡等をした場合」の下に「（平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間（第四項及び第五項において「特例不適用期間」という。）に土地の譲渡等をした場合を除く。）」を加え、同条第四項及び第五項中「平成十三年三月三十一日までの間」の下に「（特例不適用期間を除く。）」を加える。

第七十一条第一項中「平成九年」を「平成十一年」に改め、「（地価税法第二条第四号に規定する課税時期をいう。以下この章において同じ。）」及び「（同法第二条第一号に規定する土地等をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第二項中「課税時期」の下に「（平成九年及び平成十年の課税時期を除く。）」を加え、第四章の二中同条の前に次の一条を加える。

(平成九年及び平成十年の課税時期に係る地価税の非課税)

第七十条の十一 平成九年及び平成十年の課税時期(地価税法第二条第四号に規定する課税時期をいう。

以下この章において同じ。)において個人又は法人(同条第七号に規定する人格のない社団等を含む。)が有する土地等(同条第一号に規定する土地等をいう。以下この章において同じ。)については、地価税を課さない。

第七十一条の三第一項、第七十一条の四第一項及び第二項並びに第七十一条の五第一項中「課税時期」の下に「(平成九年及び平成十年の課税時期を除く。)」を加える。

第七十一条の六第一項中「課税時期」の下に「(平成九年及び平成十年の課税時期を除く。)」を加える。

第七十一条の七第一項から第三項まで、第七十一条の九第一項、第七十一条の十第一項、第七十一条の十一第一項、第七十一条の十二第一項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の十四第一項、第七十一条の十五第一項、第七十一条の十六第一項及び第七十一条の十七第一項中「課税時期」の下に「(平成九年及び平成十年の課税時期を除く。)」を加える。

第六章第五節及び第六節を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第二条 第五条から第七条までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する確定申告書（第二条第四号に規定する確定申告書をいう。附則第七条において同じ。）に係る平成九年分の所得税について適用する。

(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除に関する経過措置)

第三条 第九条の規定は、平成九年中に支払うべき給与等（第二条第五号に規定する給与等をいう。）でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第十三条の規定による改正後の地方税法の規定は、平成九年度分の個人の道府県民税及び市町村民

税の所得割について適用し、平成八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得割については、なお従前の例による。

(有価証券取引税法及び取引所税法の廃止に伴う経過措置)

第五条 第十四条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった有価証券取引税又は取引所税については、なお従前の例による。

2 施行日前の月に係る第十四条の規定による廃止前の有価証券取引税法第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告については、なお従前の例による。

第六条 第十四条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる有価証券取引税又は取引所税に係る第十四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第七条 施行日前に平成九年分の所得税につき所得税法第二百二十七条(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第

二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項）につき第二章の規定又は第十五条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の四の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第十五条の規定による改正後の租税特別措置法第四章の二の規定は、平成九年以後の各年の課税時期において個人又は法人（地価税法第二条第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が有する土地等に係る地価税について適用し、平成八年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正）

第九条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「、有価証券取引税」を削る。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の相続税法第十四条第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(会社更生法の一部改正)

第十一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「、有価証券取引税」を削る。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる有価証券取引税については、前条の規定による改正前の会社更生法第百十九条の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(国税徴収法の一部改正)

第十三条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税（その附帯税を除く。以下同じ。）」に、「当該源泉徴収等による国税」を「当該源泉徴収に係る所得税」に改め、同条第九号中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第十五条第一項第五号の二中「源泉徴収等による国税等」を「源泉徴収に係る所得税等」に改める。

第五百五十九条第一項中「国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべきであつた有価証券取引税又は取引所税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第十五条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 削除

第二条第五号中「源泉徴収等による国税を除く」を「源泉徴収に係る所得税（その附帯税を除く。第四十六条第三項第三号を除き、以下同じ。）を除く」に、「及び源泉徴収等による国税」を「及び源泉徴収に係る所得税」に改める。

第十五条第一項中「源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税」に改め、同条第二項第十号及び第十一号を次のように改める。

十及び十一 削除

第十五条第三項第二号及び第三号を次のように改める。

二 源泉徴収に係る所得税

三 削除

第三十六条第一項第二号中「源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第三十八条第二項中「源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税」に改める。

第四十六条第一項中「源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税」に改め、「有価証券取引税」を削り、同条第三項第三号中「源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税」に改める。

第六十条第一項第五号、第六十一条第二項、第六十七条第一項及び第二項、第七十三条第三項第四号並びに第九十条第一項中「源泉徴収等による国税」を「源泉徴収に係る所得税」に改める。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべきであった有価証券取引税又は取引所税については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十七号を次のように改める。

十七 有価証券 次に掲げるものをいう。

イ 国債証券

ロ 地方債証券

ハ 社債券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）その他の特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとし、二に掲げる債券を除く。）

ニ 転換社債券及び新株引受権付社債券

ホ 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（へに掲げるものを除く。）

へ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券（当該優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。）

ト 株券（端株券、株券又は端株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権を含む。）

チ 証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券

リ 貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券

又 外国又は外国法人の発行する証券で、イからリまでに掲げる証券の性質を有するもの

ル イから又までに掲げる証券に準ずるもので政令で定めるもの

第二百二十四条の三第二項第四号中「(平成五年法律第四十四号)」を削る。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号を次のように改める。

二十二 有価証券 次に掲げるものをいう。

イ 国債証券

ロ 地方債証券

ハ 社債券(商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律

第百八十七号)その他の特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものと

し、二に掲げる債券を除く。)

二 転換社債券及び新株引受権付社債券

ホ 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（へに掲げるものを除く。）

へ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券（当該優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。）

ト 株券（端株券、株券又は端株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権を含む。）

チ 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託の受益証券

リ 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項（定義）に規定する受益証券

ヌ 外国又は外国法人の発行する証券で、イからリまでに掲げる証券の性質を有するもの

ル イから又までに掲げる証券に準ずるもので政令で定めるもの

第二条第二十八号中「(昭和二十六年法律第九十八号)」及び「(定義)」を削る。

別表第三の表中「(昭和十一年法律第十四号)」を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十七号の課税物件の定義欄1中「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)第二条(定義)に規定する有価証券」を「所得税法第二条第一項第十七号(定義)に規定する有価証券(同号ルに掲げるものを除く。)」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)第二条(定義)に規定する有価証券」を「次に掲げる有価証券」に改め、同号に次のように加える。

イ 国債証券

ロ 地方債証券

ハ 社債券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）その他の特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含むものとし、二に掲げる債券を除く。）

ニ 転換社債券及び新株引受権付社債券

ホ 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（へに掲げるものを除く。）

へ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資証券（当該優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。）

ト 株券（端株券、株券又は端株券の発行がない株式、株式の引受けによる権利及び新株の引受権を含む。）

チ 証券投資信託法第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託の受益証券

リ 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項（定義）に規定する受益証券
又 外国又は外国法人の発行する証券で、イからリまでに掲げる証券の性質を有するもの

理由

我が国の経済の現状にかんがみ、所得税、法人税その他の税制の抜本的な改革の必要性を踏まえつつ、経済の活性化及び経済構造の改革に資するため、消費需要の喚起、民間投資の回復、証券市場等の活性化、土地の流動化を促進する等のために緊急に実施すべき措置として、平成九年分の所得税並びに平成九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別減税の実施、有価証券取引税及び取引所税の廃止、平成九年及び平成十年の課税時期に係る地価税の非課税並びに法人の長期所有土地等の譲渡益に対する特別課税の二年間の不適用等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平成九年度において約一兆九千五百億円、平成十年度において約五千四百五十億円、平成十一年度以後の各年度において約三千九百三十億円の見込みである。